

監督処分情報

1 処分を受けた建設者に関する事項

商号又は名称	イイダセツビ株式会社
主たる営業所の所在地	兵庫県加西市
許可番号	兵庫県知事（般・特－２９）第３５２１７２号
許可を受けている建設業の種類	土、電、管、舗、水

2 処分に関する事項

処分年月日	令和元年１２月６日
根拠法令	建設業法第２９条第１項第２号（同法第８条第８号該当）
処分の内容	建設業法第２９条第１項第２号の規定に基づく建設業許可の取消し
処分の原因となった事実	<p>イイダセツビ株式会社の代表取締役が、刑法第２０４条（傷害）の罪を犯し、令和元年５月８日に罰金３０万円の刑に処せられた。</p> <p>このことは、建設業法第２９条第１項第２号に該当すると認められる。</p>